

# 終身保障変更 保険設計書 (契約概要)

5年ごと配当付組立総合保障保険

進化する保険

ベスト  スタイル

5年ごと配当付組立総合保障保険

進化する医療保険

メディカル  スタイル<sup>®</sup>

## 保険設計書（契約概要）をご覧になるにあたって

- この保険設計書（契約概要）は、ご契約の内容（変更内容）等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。終身保障変更前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、この保険設計書（契約概要）は、終身保障変更後も大切に保管してください
- この保険設計書（契約概要）に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」に記載していますのでご確認ください
- ご契約の際には、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」を必ずご確認ください
- この保険設計書（契約概要）は、おすすめするプランをご説明するものであり、ご契約内容の写しではありませんので、終身保障変更後の保障内容については「保険証券」および「終身保障変更手続き完了のお知らせ」を必ずご確認ください

**ご検討にあたって、この保険設計書（契約概要）の後半に記載の「ご契約時の留意事項」も必ずご確認ください。**

「ご契約時の留意事項」には、お支払事由の詳細や制限事項等、特に注意していただきたい点について記載しています。

## ご契約時の留意事項 ～必ずご確認ください～

記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」、「保障見直しのしおり／終身保障変更のしおり」に記載していますのでご確認ください。

①②③…の番号は、右の **留意・補足事項**、**12**の番号は、**12) その他留意事項**の番号に対応しています。

### 1 終身入院特約への変更について

新・入院特約を終身入院特約に変更することができます。

#### 変更後特約について

##### 終身入院特約

お支払いする給付金	お支払いする場合(支払事由)	お支払額	お支払いの限度(1入院:1回の入院)
入院給付金	病気またはケガで入院をしたとき <b>1</b>	入院給付金日額×入院日数	1入院: 180日 <b>1</b> 通算: 1,095日 <b>1</b>
死亡給付金 <b>2</b>	保険料払込期間満了後に死亡したとき	入院給付金日額×10	—

●ご契約者が法人・個人事業主の場合は付加できません。

#### 変更前特約について

##### 新・入院特約

お支払いする給付金	お支払いする場合(支払事由)	お支払額	お支払いの限度(1入院:1回の入院)
入院給付金	病気またはケガで入院をしたとき <b>1</b>	入院給付金日額×入院日数	1入院: 180日 <b>1</b> 通算: 1,095日 <b>1</b>

#### 終身入院特約と新・入院特約の入院給付金について

- **同一の原因による病気またはケガ(医学上重要な関係があるものを含み、併発している場合は入院開始原因で判断します)による入院を2回以上した場合、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は1回の入院とみなしてお支払いの限度の規定を適用します。**
- 病気またはケガが併発している期間については入院給付金を重複してお支払いしません。
- 新・入院特約から終身入院特約への変更の場合、入院給付金の支払限度について、新・入院特約における支払日数を終身入院特約の支払日数に通算します。

▶ **12) その他留意事項** もあわせてご確認ください。

#### 留意・補足事項

**1** 悪性新生物(がん)・上皮内新生物(非浸潤性の悪性新生物および皮膚がんを含みます)の治療を目的とする入院については、お支払いの限度はありません。

**2** 保険料払込期間が終身の場合、死亡給付金はありません。

### 2 介護サポート終身年金特約への変更について

生活サポート終身年金特約を介護サポート終身年金特約に変更することができます。

#### 変更後特約について

##### 介護サポート終身年金特約

お支払いする年金・給付金	お支払いする場合(支払事由)	お支払額
介護終身年金 <b>1</b>	第1回 次のいずれかの条件を満たしたとき ①公的介護保険制度に基づき、要介護3以上の状態に該当すると認定され、その認定が効力を生じたとき ②次のいずれかを満たすことが、医師によって診断確定されたとき ●寝たきりによる要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あること ●認知症による要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あること	介護終身年金年額
	第2回以後 第1回の介護終身年金が支払われた場合で、年金支払日 <b>3</b> に生存しているとき	
死亡給付金 <b>1 2</b>	保険料払込期間満了後に死亡したとき	介護終身年金年額×10%

●ご契約者が法人・個人事業主の場合は付加できません。

#### 留意・補足事項

**1** 第1回の介護終身年金をお支払いした場合、死亡給付金はお支払いしません。また、第1回の介護終身年金をお支払いした場合、その後のこの特約の保険料のお払込みは不要です。

**2** 保険料払込期間が終身の場合、死亡給付金はありません。

**3** 第1回の介護終身年金の支払事由発生日の年単位の応当日をいいます。

[次ページへ続く](#)

前ページより

変更前特約について

生活サポート終身年金特約

お支払いする年金・給付金	お支払いする場合 (支払事由)		お支払額
生活サポート終身年金④	第1回	所定の日常生活制限状態(表1)に該当したとき	生活サポート終身年金年額
	第2回以後	第1回の生活サポート終身年金が支払われた場合で、年金支払日⑤に生存しているとき	
死亡給付金④	死亡したとき		生活サポート終身年金年額と同額

●ご契約者が法人・個人事業主の場合は付加できません。

表1 所定の日常生活制限状態

1. 身体障害者障害程度等級表の級別1級・2級	肢体不自由もしくは胸腹部臓器の機能障害のいずれか⑥または障害の種類を問わず複数の障害により身体障害者福祉法に基づき、身体障害者障害程度等級の1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けたもの
2. 公的介護保険制度の要介護3・4・5	公的介護保険制度に基づき、要介護3、4または5の状態に該当すると認定され、その認定が効力を生じたもの
3. 寝たきり	寝たきりによる要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あると医師によって診断確定されたもの
4. 認知症	認知症による要介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あると医師によって診断確定されたもの
5. 高度障害	所定の身体障害表の第1級の障害状態に該当したもの⑦⑧
6. 片側半身の障害	片側1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの⑧

生活サポート終身年金特約と介護サポート終身年金特約の保障内容の違いについて

生活サポート終身年金特約と介護サポート終身年金特約の保障内容は異なります。

お支払いの対象となる場合:○ お支払いの対象とならない場合:-

保障内容	生活サポート終身年金特約	終身保障 変更	介護サポート終身年金特約
死亡	○		-⑨
身体障害者障害程度等級表の級別1級・2級	○		-
公的介護保険制度の要介護3・4・5	○		○
寝たきり	○		○
認知症	○		○
高度障害	○		-
片側半身の障害	○		-

▶ 12) その他留意事項 もあわせてご確認ください。

④ 第1回の生活サポート終身年金をお支払いした場合、死亡給付金はお支払いしません。また、第1回の生活サポート終身年金をお支払いした場合、その後のこの特約の保険料のお払込みは不要です。

⑤ 第1回の生活サポート終身年金の支払事由発生日の年単位の応当日をいいます。

⑥ 身体障害者障害程度等級表で定める身体上の障害のうち、視覚障害・聴覚障害のみの場合などは対象となりません。

⑦ 両眼の視力を全く永久に失った状態などです。

⑧ 障害状態の様態により、障害状態に該当している期間が180日以上であるなどの経過観察日数を設けて判断することがあります。

⑨ 保険料払込期間が有期の場合、保険料払込期間満了後に限り、介護終身年金年額の10%をお支払いします。

### 3 終身保険特約への変更について

生活サポート定期保険特約、定期保険特約、家計保障年金特約を終身保険特約に変更することができます。

#### 変更後特約について

##### 終身保険特約

お支払いする 保険金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額
死亡保険金 ①	死亡したとき	死亡保険金額
高度障害保険金 ①	所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき	死亡保険金額と同額

#### 変更前特約について

##### 生活サポート定期保険特約

お支払いする 保険金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額
死亡保険金 ②	死亡したとき	死亡保険金額
生活サポート 保険金 ②	所定の日常生活制限状態 ③ に該当したとき	死亡保険金額と同額

##### 定期保険特約

お支払いする 保険金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額
死亡保険金 ④	死亡したとき	死亡保険金額
高度障害保険金 ④	所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき	死亡保険金額と同額

##### 家計保障年金特約

お支払いする 年金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額
家計保障年金 ⑤	第1回	死亡したとき
	第2回 以後	第1回の家計保障年金が支払われた場合で、年金支払対象期間中に、年金支払日 ⑥ が到来したとき
高度障害年金 ⑤	第1回	所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき
	第2回 以後	第1回の高度障害年金が支払われた場合で、年金支払対象期間中に、年金支払日 ⑦ が到来したとき

#### 年金支払対象期間について

- 年金支払対象期間は、当社の定める取扱いの範囲内で設定することができます。
- 第1回の年金支払事由発生日から年金支払対象期間の満了日までの期間が5年に満たないときには、第1回の年金の支払事由発生日から起算して5年間とします。

▶ ⑫ その他留意事項 もあわせてご確認ください。

### 4 保険料のお払込みが免除される場合について

所定の障害状態に該当したときは、該当日の直後に到来する月単位の契約応当日以降の保険料のお払込みは免除され、保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

保険料のお払込みが免除される場合
所定の身体障害表の第1級の障害状態(高度障害状態)に該当したとき
不慮の事故の日から180日以内に所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したとき

▶ ⑫ その他留意事項 もあわせてご確認ください。

### 留意・補足事項

- ① 死亡保険金・高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、特約は消滅し、重複してお支払いしません。
- ② 死亡保険金・生活サポート保険金のいずれかをお支払いした場合、特約は消滅し、重複してお支払いしません。
- ③ ② 介護サポート終身年金特約への変更について の「表1 所定の日常生活制限状態」と同じです。
- ④ 死亡保険金・高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、特約は消滅し、重複してお支払いしません。
- ⑤ 家計保障年金と高度障害年金は重複してお支払いしません。また、第1回の家計保障年金または高度障害年金をお支払いした場合、その後のこの特約の保険料のお払込みは不要です。
- ⑥ 第1回の家計保障年金の支払事由発生日の年単位の応当日をいいます。
- ⑦ 第1回の高度障害年金の支払事由発生日の年単位の応当日をいいます。

## 5 リビング・ニーズ特約、重度がん保険金前払特約について

被保険者が以下の「お支払いする場合(支払事由)」のとき、死亡保険金などの全部または一部を特約保険金としてお支払いします。

特約名称	お支払いする保険金	お支払いする場合(支払事由)	お支払額	お支払いの限度
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ特約の特約保険金	余命6ヵ月以内と判断されるとき	[指定保険金額①] - [6ヵ月分の利息 + 6ヵ月分の保険料相当額]	1契約につき 1回限り (特約は消滅します)
重度がん保険金前払特約②③	重度がん保険金前払特約の特約保険金	所定の悪性新生物(がん)②と医師によって診断確定され、以下のいずれかに該当すると判断されるとき 1. 治療をすべて受けたが、効果がなかった 2. 被保険者の身体的状態では、いかなる治療も受けられる見込みがない 3. 効果が期待できる治療がない	[指定保険金額①] - [3年分の利息 + 3年分の保険料相当額]	1契約につき 1回限り (特約は消滅します)

▶ 12 その他留意事項 もあわせてご確認ください。

### 留意・補足事項

- 対象となる死亡保険金額(家計保障年金特約は、リビング・ニーズ特約の場合、特約保険金の請求日から6ヵ月後の換算保険金額、重度がん保険金前払特約の場合、特約保険金の請求日から3年後の換算保険金額とします)の範囲内、かつ、**3,000万円以内**で設定できます。複数のご契約にリビング・ニーズ特約または重度がん保険金前払特約が付加されている場合、それぞれについて同一被保険者の指定保険金額を通算して、3,000万円を限度とします。
- 重度がん保険金前払特約の付加にあたっては、リビング・ニーズ特約の付加が必要です。
- 重度がん保険金前払特約は、リビング・ニーズ特約が解約、解除またはリビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払いなどにより消滅したときに、同時に消滅します。

## 6 健康サポート・キャッシュバック特約(2024)について

毎年、当社の定める基準を満たす被保険者の健康診断①の結果を提出いただくことで、その結果を各項目ごとにポイント化し、その合計ポイントに基づくキャッシュバックランク(①～⑤)および基準支払金額に応じて翌保険年度の年単位の契約応当日に健康サポート・キャッシュバックをお支払い(自動積立)します。

	お支払いする場合(支払事由)	キャッシュバック金額	
		キャッシュバックランク	基準支払金額
健康サポート・キャッシュバック	次のすべての条件を満たし、キャッシュバックランク(①～⑤)のいずれかに該当したとき 1. この特約が付加された保険契約の保険年度末において、次のアおよびイを満たすこと ア. 被保険者が当社の定める基準を満たす健康診断を受診していること イ. 「対象特約」の当該保険年度末までの保険料が払い込まれていること 2. 当社の定める基準を満たす健康診断の結果が当社に提出されること。ただし、健康診断の受診日以降、当該保険年度末の翌日から起算して3年を経過するまでの間に当社に到達すること	キャッシュバックランク①	基準支払金額 ×1.1②
		キャッシュバックランク②	基準支払金額 ×1
		キャッシュバックランク③	基準支払金額 ×0.5②
		キャッシュバックランク④	基準支払金額 ×0.3②
		キャッシュバックランク⑤	基準支払金額 ×0.1②

- 年単位の契約応当日以降に健康診断の結果を提出した場合は、その健康診断の結果が当社に到達した日にお支払い(自動積立)します。
- 健康サポート・キャッシュバックは、当社所定の利率③で積み立てておき、ご契約者から請求があった場合などにお支払いします。ただし、健康診断の結果が当社に到達した日からキャッシュバックランク(①～⑤)のいずれかに該当したと当社が判定する日④までの期間は、その健康診断の結果に基づき積み立てられる健康サポート・キャッシュバックを請求することはできません。
- 健康診断の結果の提出がない場合は、健康サポート・キャッシュバックはお支払いできません。ご契約者は、毎年、当社の定める基準を満たす被保険者の健康診断①の結果を提出してください。
- ご契約者が法人・個人事業主で、被保険者が従業員の場合は付加できません。**

次ページへ続く

### 留意・補足事項

- 法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断などをいい、人間ドックや医療機関で受診した検査や当社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査も含みます。
- 1円未満は切り上げて計算します。
- この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。
- 健康診断の結果が当社に到達した日の翌営業日からその日を含めて10営業日以内に判定するものとします。

毎回の健康サポート・キャッシュバックのお支払いのながれ

お客さま	STEP1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者は、次の基準をいずれも満たす被保険者の健康診断の結果を毎年提出してください<sup>⑤</sup>。</li> <li>-健康診断の受診日が当該保険年度末の前12ヵ月以内<sup>⑥</sup>であること</li> <li>-健康診断の項目の必須項目をすべて受診していること<sup>⑦</sup></li> </ul>
当社	STEP2	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出いただいた健康診断の結果をもとに、健診結果区分判定基準により、健康診断の項目ごとの健診結果区分(A~D)を判定します。</li> <li>各項目ごとの健診結果区分(A~D)をもとに、キャッシュバックポイント判定基準により、キャッシュバックポイント(30~0)を判定します。</li> <li>キャッシュバックポイント(30~0)を合計し、キャッシュバックランク判定基準により、キャッシュバックランク(①~⑤)を判定します。 (「健診結果区分判定基準」は、以下を確認ください。「キャッシュバックポイント判定基準」は、以下と次ページを確認ください。「キャッシュバックランク判定基準」は、次ページを確認ください。)</li> </ul>
	STEP3	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュバックランク(①~⑤)および基準支払金額に応じて、健康サポート・キャッシュバックの金額を計算し、翌保険年度の年単位の契約応当日にお支払い(自動積立)します。 (「基準支払金額」は、次ページを確認ください。)</li> </ul>

STEP2 健診結果区分判定基準

健康診断の項目		健診結果区分				
		A	B	C	D	
基礎	BMI<kg/m <sup>2</sup> >	18.5-24.9	15.0-18.4 または 25.0-29.9	30.0-34.9	14.9以下 または 35.0以上	
	血圧	収縮期<mmHg>	129以下	130-139	140-159	160以上
		拡張期<mmHg>	84以下	85-89	90-99	100以上
尿	尿糖(被保険者が40歳未満 <sup>⑧</sup> )	(-)	(±)以上	/	/	
	尿蛋白	(-)	(±)	(+)	(2+)以上	
血液	脂質(中性脂肪)<mg/dL>	30-149	150-299	300-499	29以下 または 500以上	
	肝機能	GPT(ALT)<U/L>	30以下	31-40	41-50	51以上
		γ-GT(γ-GTP)<U/L>	50以下	51-80	81-100	101以上
	糖代謝 (被保険者が40歳以上 <sup>⑧</sup> )	HbA1c<%>	5.5以下	5.6-5.9	6.0-6.4	6.5以上
血糖<mg/dL>		99以下	100-109	110-125	126以上	

STEP2 キャッシュバックポイント判定基準

【被保険者が40歳未満<sup>⑧</sup>】

(単位:ポイント)

健康診断の項目		性別	キャッシュバックポイント							
			男性				女性			
健康診断の項目		健診結果区分	A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	基礎	BMI	30	20	0	0	30	20	10	0
		血圧	収縮期	30	20	10	0	30	10	0
	拡張期									
	尿	尿糖	30	0	/	/	30	0	/	/
尿蛋白		30	20	0	0	30	20	10	0	
任意項目	血液	脂質(中性脂肪)	すべてAの場合10				すべてAの場合10			
		肝機能	GPT(ALT)			0			0	
			γ-GT(γ-GTP)							

次ページへ続く

⑤ 保険年度中に健康診断の結果が複数提出された場合は、当社は、最も新しい受診日の結果に基づき、その保険年度に対する健康サポート・キャッシュバックをお支払いします。

⑥ 勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと当社が認めた場合は、受診日が当該保険年度末の前12ヵ月以内である健康診断とみなします。

⑦ 被保険者が健康診断を受診した日において被保険者が学生または生徒であって、学校が実施する健康診断を受診した場合、健康診断の項目の必須項目のうち「血圧」が未受診であったとしても、健康診断の項目の必須項目をすべて受診しているものとみなします(この場合、血圧の項目は0ポイントとして取り扱います)。

⑧ 被保険者が健康診断を受診した日を含む保険年度の契約日または年単位の契約応当日時点の被保険者の満年齢によります。

前ページより

【被保険者が40歳以上<sup>9)</sup>】

(単位：ポイント)

性別			キャッシュバックポイント								
			男性				女性				
健康診断の項目		健診結果区分	A	B	C	D	A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI	30	20	10	0	30	10	0	0	
		血压	収縮期	30	20	10	0	30	20	10	0
			拡張期								
	尿	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0	
	血液	脂質(中性脂肪)		30	20	10	0	30	10	0	0
			肝機能	30	20	10	0	30	10	0	0
		GPT(ALT)									
			γ-GT(γ-GTP)								
		糖代謝	HbA1c	30	10	0	0	30	20	0	0
	血糖										

● 健診結果区分およびキャッシュバックポイントの判定にあたって、以下の内容を必ずご確認ください。

BMI	提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは体重<kg>÷(身長<m>) <sup>2</sup> で計算するものとします。小数第2位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
血压	収縮期血压および拡張期血压の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血压と拡張期血压が異なる健診結果区分(A～D)となる場合は、キャッシュバックポイント(30～0)が低い方の健診結果区分(A～D)とします。
肝機能	GPT(ALT)およびγ-GT(γ-GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT)とγ-GT(γ-GTP)が異なる健診結果区分(A～D)となる場合は、キャッシュバックポイント(30～0)が低い方の健診結果区分(A～D)とします。
糖代謝	HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により健診結果区分(A～D)およびキャッシュバックポイント(30～0)を判定します。

**STEP2** キャッシュバックランク判定基準

キャッシュバックランク	キャッシュバックポイント合計(単位：ポイント)	
	被保険者が40歳未満 <sup>9)</sup>	被保険者が40歳以上 <sup>9)</sup>
①	130	180
②	120	170
③	110	150以上160以下
④	100	140
⑤	90以下	130以下

**STEP3** 基準支払金額

● 基準支払金額は、保険料払込方法(回数)に応じた各保険年度末における次の金額をいいます。

保険料払込方法(回数)	基準支払金額
新年掛	$\left[ \text{「対象特約」の新年掛保険料} \text{⑩⑪の合計額} \times \frac{1}{12} \right] \text{⑫}$
新半年掛	$\left[ \text{「対象特約」の新半年掛保険料} \text{⑩⑪の合計額} \times \frac{1}{6} \right] \text{⑫}$
月掛	「対象特約」の月掛保険料⑩⑪の合計額

● 「対象特約」とは、ご契約に付加されている特約のうち、以下の特約のことをいいます。

入院治療保障特約(2021)	入院初期一時金給付特約	新・入院特約
退院後通院治療保障特約(2021)	外来時手術保障特約(2021)	先進医療保障特約
早期発見・治療支援特約	循環器病重症化予防支援特約	特定重度疾病重症化予防支援特約
循環器病継続保障特約	特定重度疾病継続保障特約	がん保障特約(2023)
がん・上皮内新生物保障特約	特定自費診療がん薬物治療保障特約	重症化予防支援特約
重度疾病継続保障特約	6大疾病保障特約	給与・家計サポート特約
生活サポート定期保険特約	生活サポート終身年金特約	新・介護保障特約
定期保険特約	家計保障年金特約	

● 次のいずれかに該当した「対象特約」については、そのお支払いする場合に該当した時を含む保険年度末までの特約保険料が払い込まれているものとみなします。

- ・保険金などのお支払いにより消滅した「対象特約」
- ・年金をお支払いする場合<sup>13)</sup>に該当したことにより、特約保険料の払込みを要しなくなった「対象特約」

次ページへ続く

<sup>9)</sup> 被保険者が健康診断を受診した日を含む保険年度の契約日または年単位の契約日当日時点の被保険者の満年齢によります。

<sup>10)</sup> 高額割引制度が適用されている場合、割引後の特約保険料とします。がん保険料払込免除特約が付加されている場合、その特約条項の保険料率に関する規定による保険料率が適用される「対象特約」については、その保険料率により計算した特約保険料とします。また、特別条件特約が付加されている場合、その特約条項で定める特別保険料の払込みの特別条件が適用される「対象特約」については、特別保険料を含めずに計算した特約保険料とします。

<sup>11)</sup> 保険金額等が減額された場合は、保険金額等が減額された後の保険料とします。

<sup>12)</sup> 1円未満は切り上げて計算します。

<sup>13)</sup> 生活サポート終身年金特約における第1回の生活サポート終身年金または家計保障年金特約における第1回の高度障害年金の各お支払いする場合をいいます。



健康サポート・キャッシュバック特約(2024)の消滅について

- 次のいずれかに該当したとき、その時点でこの特約は消滅します。
  - ・被保険者が死亡したとき
  - ・すべての「対象特約」が消滅したとき
  - ・総合保障見直しによる保障見直しが行なわれるとき、または、「対象特約」が更新されるとき
 なお、総合保障見直しによる保障見直しまたは「対象特約」の更新により健康サポート・キャッシュバック特約(2024)が消滅した場合、当社がこの特約⑭の付加を取り扱っているときには、再度この特約を付加することができます⑮。
- 次のいずれかに該当し、その直後に到来する保険年度末まで保険契約が継続した場合には、その直後に到来する保険年度末にこの特約は消滅します。
  - ・ご契約に付加されたいずれかの特約について、特約保険料の払込みが免除される場合に該当したとき
  - ・「対象特約」、および、「対象特約」以外の特約のうち保険金などをお支払いする場合について定めている特約が付加されている場合で、すべての「対象特約」が保険金などのお支払いにより消滅し、「対象特約」以外の特約のみとなったとき⑯
  - ・ご契約に「生活サポート終身年金特約」、「家計保障年金特約」のいずれかまたは両方が付加されており、かつ、これらの特約以外にもご契約に付加された「対象特約」がある場合で、次の①および②のいずれにも該当したとき⑰

①「生活サポート終身年金特約」、「家計保障年金特約」のすべてについて、以下の年金をお支払いする場合に該当したこと

特約	年金
生活サポート終身年金特約	第1回の生活サポート終身年金
家計保障年金特約	第1回の高度障害年金

②「生活サポート終身年金特約」、「家計保障年金特約」以外にご契約に付加された「対象特約」のすべてが、保険金などのお支払いする場合に該当して消滅したこと

▶ ⑫ その他留意事項 もあわせてご確認ください。

- ⑭ 当社がこの特約の付加を取り扱っていない場合で、この特約に準じた特約として当社の定める他の特約があるときは、その特約とします。
- ⑮ この場合、総合保障見直しによる保障見直しをした場合は、見直し後特約に1つ以上の「対象特約」が付加されていることを要します。また、特約更新をした場合は更新後特約に1つ以上の「対象特約」が付加されていることを要します。
- ⑯ 例えば、新・介護保障特約と終身入院特約が付加されている場合で、介護保険金のお支払いにより新・介護保障特約が消滅したときのことをいいます。
- ⑰ ただし、「生活サポート終身年金特約」、「家計保障年金特約」以外にご契約に付加された「対象特約」がない場合は、①に該当したときとします。

7 保険契約者代理特約 (契約者手続サポート制度) について

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人①が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。
- ご契約者が法人の場合は付加できません。

対象となるお手続きについて

- 住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは代理可能なお手続きの対象外です。

- ・告知を要する手続き②
- ・年金支払特約の付加手続き
- ・ご契約者の変更手続き③
- ・保険契約者代理人の変更手続き
- ・保険金等の受取人の変更手続き
- ・ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

留意・補足事項

- ① 保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。
- ② 復活のお取扱いがあるご契約において、ご契約者と被保険者が異なる場合の復活手続きは、代理可能な手続きです。
- ③ 被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

8 指定代理請求制度 (被保険者請求サポート制度) について

- 被保険者がお受取りになる保険金などについて、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合に、指定代理請求人①が被保険者に代わって保険金などをご請求いただくことができます。
- 要介護状態などに該当し、被保険者本人からのご請求が困難となった場合でも、保険金などを確実にご請求いただくために、ご契約者は、指定代理請求人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

留意・補足事項

- ① 指定代理請求人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

## 9 配当金について

配当金は変動(増減)し、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。

- 毎年の決算実績を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします(自動積立)。
- 上記の配当金とは別に、「MYミューチュアル配当」等の特別配当をお支払いすることがあります。
  - ・ この商品は、「MYミューチュアル配当」の対象商品であり、そのお支払金額は、「ミューチュアル・ポイント」の累計に、「ポイント単価」を乗じて算定します。
  - ・ 「ミューチュアル・ポイント」は、お払い込みいただいた保険料や保障額等により異なり、ご契約内容によっては加算ポイントが0になる可能性があります。また、商品・会社の収益性が著しく低下した場合、該年度の加算ポイントが0になる可能性もあります。
  - ・ 「ポイント単価」は、健全性水準が著しく悪化した場合、0円になる可能性があります。その場合、お支払金額も0円になります。
- 配当金を当社所定の利率①で積み立てたものが積立配当金です。

### 留意・補足事項

- ① この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

## 10 保険料の充当について (保険料充当特約の取扱い)

### 保険料の充当について

- 変更価格などは保険料充当特約に充当原資として移管します。
- 移管された充当原資は充当期間中、分割して毎回の保険料に充当します。
- 充当原資のうち、保険契約の保険料に充当されていない部分の元利合計額(充当原資残額)は、当社所定の利率①で積み立てておき、充当期間中にご契約が消滅する場合などにお支払いします。

### 充当期間について

	充当原資に移管する対象	充当期間
終身保障変更制度をご利用の場合	変更価格	見直後特約の中途付加日または変更後特約の変更日から、中途付加日または変更日後に到来する10回目の年単位の契約応当日の前日②までの期間
保障見直し制度をご利用の場合	見直価格	
特約更新時に保険料充当原資積立特約の保険料充当金を移管した場合	保険料充当金および保険料充当原資残額③	更新日から更新したすべての特約の保険料払込期間が満了するまでの期間

### 保険料充当特約の解約について

- この特約を解約④した場合、充当原資残額をお支払いします。ただし、ご利用の制度と保険料充当特約の解約時期⑤によっては、充当原資残額からそれぞれ下表の①と②を基準として当社の定める方法により計算した金額⑥を差し引きます。

終身保障変更制度をご利用の場合	契約日(変更前特約が中途付加された特約の場合は、変更前特約の中途付加日)から10年以内の解約のとき	①変更前特約の変更時の責任準備金と返戻金額の差額 ②変更後特約の変更日からの経過期間
保障見直し制度をご利用の場合	契約日(見直前特約が中途付加された特約の場合は、見直前特約の中途付加日)から10年以内の解約のとき	①見直前特約の保障見直し時における責任準備金と返戻金額の差額 ②見直後特約の中途付加日からの経過期間

- 契約見直しプラン(契約転換制度)をご利用の場合は、上記のほかに差し引く金額があるときがあります。

### 留意・補足事項

- ① この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。
- ② これより前にすべての特約の保険料払込期間が満了する場合には、最後の特約の保険料払込期間満了日までの期間とします。
- ③ すでに付加されている保険料充当特約に残っている金額のことをいいます。
- ④ 一部解約はできません。
- ⑤ 重複して該当する場合があります。その場合、それぞれについて計算した金額を合計して差し引きます。
- ⑥ ①の金額を上限として、②の期間に応じて減少していきます。

## 11 ご契約者が法人(団体等)の場合について

### 保険金・給付金などのお支払いについて

- ご契約者および死亡保険金受取人が法人である場合は、被保険者を受取人とする保険金および給付金を、死亡保険金受取人である法人にお支払いします。この場合、リビング・ニーズ特約および重度がん保険金前払特約による特約保険金の受取人も同様に死亡保険金受取人である法人となります。
- 死亡保険金受取人が存在しない契約形態の場合で、ご契約者が法人であるときは、被保険者を受取人とする保険金および給付金を、法人にお支払いします。
- 従業員を被保険者とする保険契約の保険金および給付金をご請求の際は、ご家族(ご遺族)のご了解を要します。

### 経理処理について

- 経理処理について、詳しくは「法人契約の経理と税務」に記載しています。申告の際には専門家または所轄の税務署に必ずご相談、ご確認ください。

## 12 その他留意事項

### 終身保険特約、保険料のお払込みの免除の所定の「身体障害表」の等級について

- 所定の「身体障害表」の等級は、**身体障害者福祉法で定められている身体障害の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは異なります。**

### 給付金のお支払対象となる入院について

- 入院日数は、暦の上での日を単位として数えます。例えば、午前中に入院し当日の夕方に退院した場合でも1日として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。
- 給付金のお支払対象となる入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます)による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。**自宅での治療または通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合や、外泊や外出を繰り返し、治療に専念していない場合などは、お支払いの対象とはなりません。**
- 「入院」における所定の病院または診療所とは、次のいずれかです。
  - (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます)
  - (2) 上記(1)と同等の日本国外にある医療施設

### 終身入院特約の給付金のお支払いできない例について 1

- 美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術、正常な分娩、治療を伴わない人間ドック検査のための入院など、**治療を直接の目的としない入院はお支払いの対象とはなりません。**

### 保険料のお払込みの免除の対象となる不慮の事故について

- 不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(交通事故など)をいいます。

### 重度がん保険金前払特約の保険金のお支払いの対象とならない場合について 2

- **非浸潤性の悪性新生物、上皮内新生物、皮膚がんは対象とはなりません**(ただし、皮膚の悪性黒色腫は対象となります)。

### 保険金・給付金などのお支払いについて

- 支払事由に該当していても保険金などをお支払いしない事由(免責事由)は、主に以下の事由です。
  - ・ 責任開始日(復活のお取扱いがあるご契約において、復活が行なわれた場合は復活の際の責任開始日)から3年以内の自殺
  - ・ 被保険者などの故意または重大な過失 など
- 責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合は、原則として高度障害保険金、入院給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。

### 解約時の返戻金について

- 終身入院特約、介護サポート終身年金特約は、保険料払込期間中の返戻金はありません。保険料払込期間中の返戻金をなくすことにより、その分保険料を低めに設定しています。また、保険料払込期間満了後の返戻金の額は死亡給付金額を限度とします。
- 終身保険特約は解約時の返戻金があり、返戻金の額は経過年月数等により異なります(解約の時期によっては、返戻金がないことがあります)。
- 健康サポート・キャッシュバック特約(2024)には返戻金はありません。

### ご利用いただけない制度などについて

- **延長定期保険・払済保険への変更、保険料払込期間の変更などのお取扱いはしていません。**
- **契約日が2023年10月2日以降のご契約は、復活、自動振替貸付のお取扱いはしていません。**
- 契約者貸付は、終身保険特約を付加した場合のみご利用いただけます。貸付金額は、終身保険特約の返戻金の90%まで(特約保険料が払込済みの場合は、80%まで)となりますので、契約当初は契約者貸付できる金額が少ない場合があります。

### その他

- ベストスタイル・メディカルスタイル Fに付加される特約について、特約名称に[総合保険用]の文字が含まれる場合、当資料では[総合保険用]の文字を省略しています。
- お住まいの自治体によっては子どもに対する医療費等の助成制度があり、治療費の自己負担額の全額または一部が助成されることがあります。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

# 終身保障変更制度について

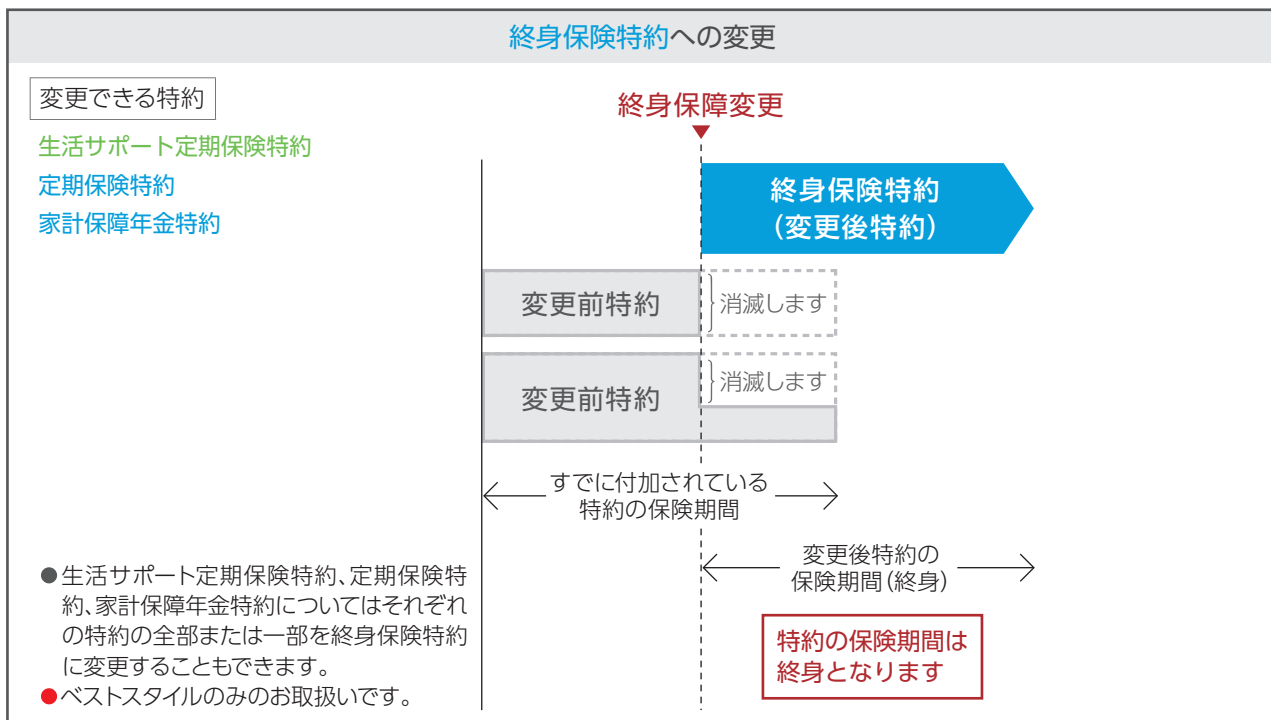
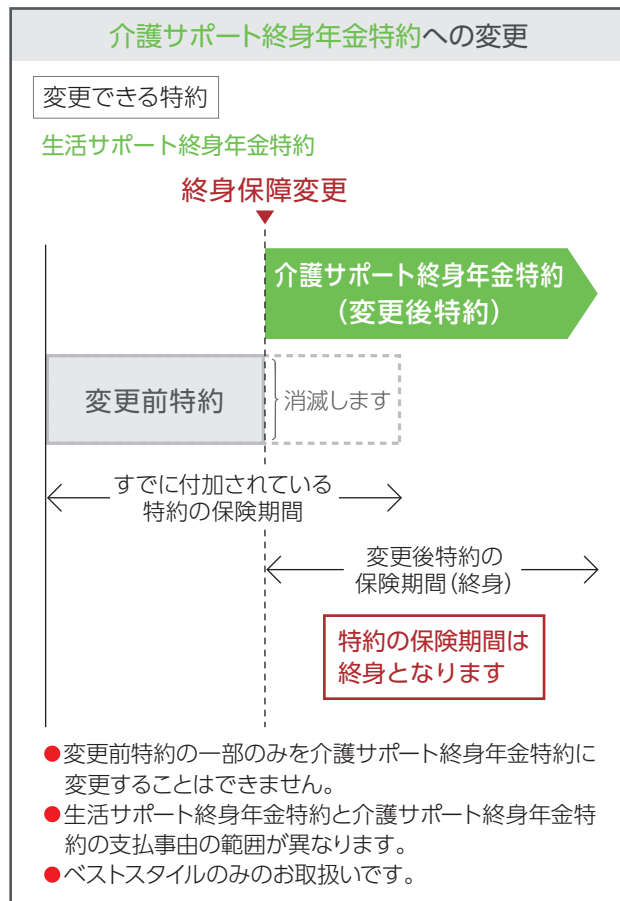
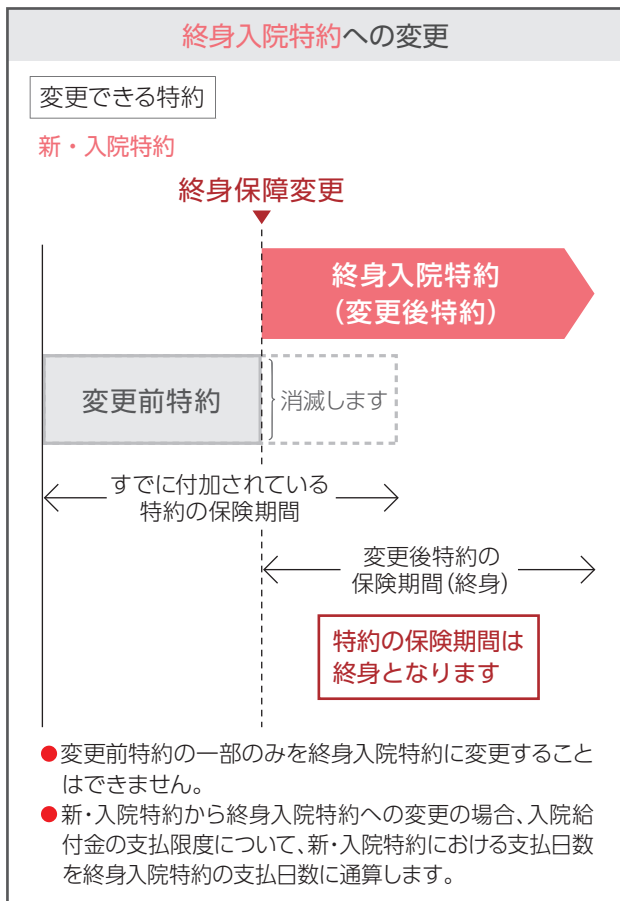
以下の記載は、終身保障変更制度をご理解いただくためのイメージ図です。終身保障変更制度のご利用には所定の要件があり、お取り扱いできないことがありますのでご注意ください。

終身保障変更制度とは、診査や告知なしで、保険期間が有期の所定の特約の全部または一部を保険期間が終身の特約に変更することができる制度です※1。

※1 終身保障変更制度のご利用は、ご契約時から1年以上経過している場合に限りです。

終身保障変更制度は、特約によって変更方法が異なります。

- 終身保障変更により、その全部または一部が消滅する特約を「変更前特約」、新たに付加される特約を「変更後特約」といいます。
- 変更後特約の保障が開始する日を「変更日」、変更日の直前の年単位の契約応当日（変更日と年単位の契約応当日が同じときは、その変更日）を「変更起算日」といいます。



- 変更後特約の保険料は、変更起算日の被保険者の年齢および変更日の保険料率により計算します。
- 変更後特約の保険期間は、変更起算日から起算します。
- 変更前特約の保障内容が変更後特約では保障されないことがあります。
- 変更後特約の死亡保険金額、年金年額または入院給付金日額は変更前特約の死亡保険金額、年金年額または入院給付金日額の範囲内とします。

## 「変更前特約の精算額」と「変更後特約の調整額」について

### 変更前特約の精算額 ※2

変更日における変更前特約の責任準備金などを「変更前特約の精算額」といいます。

### 変更後特約の調整額 ※3

変更日が変更起算日と異なる場合などには、変更日時時点で積み立てられていなければならない責任準備金などが不足します。この変更日における責任準備金相当額などを「変更後特約の調整額」といいます。

※2 変更時に消滅する保険料充当原資積立特約の責任準備金や保険料充当特約の充当原資残額、変更前特約の特約保険料の払い戻しがある場合はその額を加えた合計額とします。

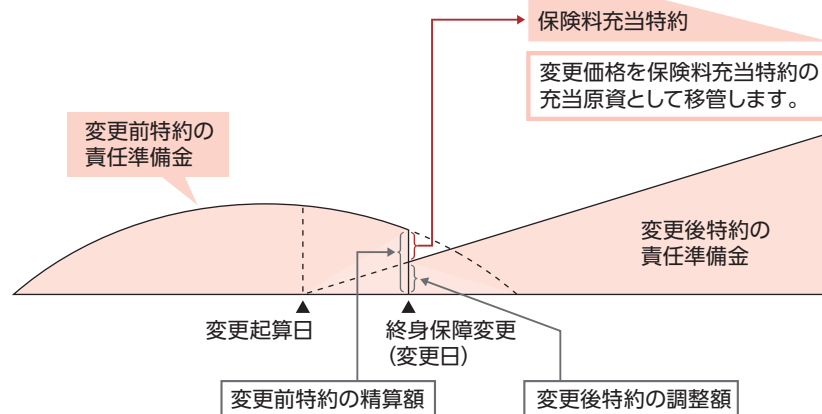
※3 保険料の払込回数が、新年掛または新半年掛のご契約の場合、変更日が年・半年単位の契約応当日と異なるときは次の年・半年単位の契約応当日までに対応する特約保険料相当額を加えた金額とします。

### 責任準備金

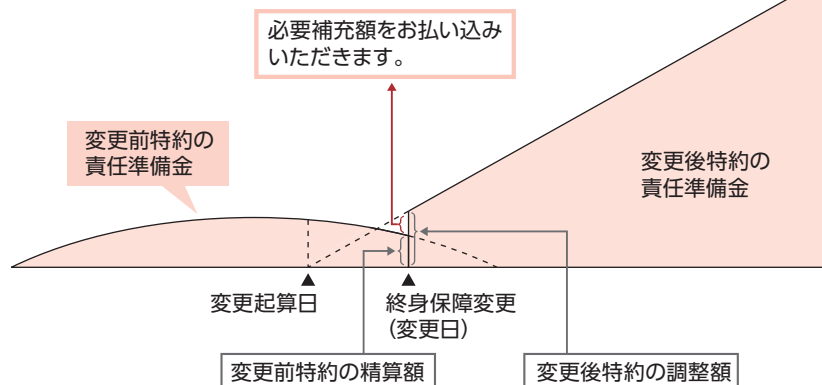
・終身保障変更制度ご利用の際に発生する「変更前特約の精算額」と「変更後特約の調整額」との差額を「変更価格」または「必要補充額」といい、次のとおり取り扱います。

	お取扱い
「変更前特約の精算額」が「変更後特約の調整額」を上回る場合（変更価格が発生）	変更価格を保険料充当特約の充当原資として移管します。
「変更前特約の精算額」が「変更後特約の調整額」を下回る場合（必要補充額が発生）	必要補充額をお払い込みください。必要補充額のお払込みがない場合には、終身保障変更のお申込みはなかったものとします。

### 「変更前特約の精算額」が「変更後特約の調整額」を上回る場合 （イメージ）



### 「変更前特約の精算額」が「変更後特約の調整額」を下回る場合 （イメージ）



保障内容の見直しについては、「終身保障変更制度」ご利用のほか、「契約転換制度」、「保障見直し制度」、「追加契約」という方法もあります。

●「契約転換制度」は、現在の当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金などをもとに計算した金額（転換価格）を新しいご契約に付加されている保険料充当特約に充当原資として移管し、保険料に充当する方法です。この場合、保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。

●「保障見直し制度」は付加されている特約を新たな特約に見直すことにより、保障を充実させる制度です※4。

●「追加契約」は現在のご契約に追加して、別の新しい保険をご契約いただく方法で、ご契約は2件になります。この場合、現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。

●それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の内容により、所定の条件を満たすことが必要になります。「契約転換制度」・「保障見直し制度」・「追加契約」をご利用いただく場合、改めて診査や告知が必要になります。健康状態などによっては、ご利用いただけない場合があります。

●上記のほか、保険金額・給付金額などを減額する方法などがあります。

※4 新たな特約の中途付加を伴わない、すでに付加されている特約の解約（減額）は、保障見直し制度のご利用とはなりません。

# 保険料の高額割引制度について

## 留意・補足事項

- ご契約内容が所定の条件を満たす場合、保険料の高額割引制度が適用され、対象となる特約の保険料が割安となります①。
- 適用される判定ランク、総合保険金額、Cランクからの割引額は、以下のとおりとします。

### 適用される判定ランク

総合保険金額	4,000万円以上	4,000万円未満 3,000万円以上	3,000万円未満
判定ランク	Aランク 割引となります		Bランク 割引となります
			Cランク 割引となりません

### 総合保険金額

- 付加した特約ごとに下表に基づいて計算した金額の合計額とします。

特約名称	金額	特約名称	金額
入院治療保障特約(2021)、入院初期一時金給付特約、新・入院特約、終身入院特約、先進医療保障特約、退院後通院治療保障特約(2021)、入院時手術保障特約(2021)、外来時手術保障特約(2021)、退院給付特約、特定損傷給付特約、傷害特約(2021)、傷害特約、早期発見・治療支援特約、がん・上皮内新生物保障特約	特約保険料の 1,000倍②③④⑤	特定自費診療がん薬物治療保障特約	10万円
		給与・家計サポート特約	基準給付金月額×12
		生活サポート定期保険特約	死亡保険金額×1.2
循環器病重症化予防支援特約、特定重度疾病重症化予防支援特約、循環器病継続保障特約、特定重度疾病継続保障特約、がん保障特約(2023)、がん検診支援給付金付女性がん保障特約(2023)、重症化予防支援特約、重度疾病継続保障特約、6大疾病保障特約、新・介護保障特約、定期保険特約、終身保険特約	保険金額	生活サポート終身年金特約、介護サポート終身年金特約	年金年額×8
		家計保障年金特約	家計保障年金年額×保険期間中の家計保障年金受取回数の平均値⑥

### Cランクからの割引額

- 保険金額100万円(給与・家計サポート特約は基準給付金月額10万円、生活サポート終身年金特約・介護サポート終身年金特約・家計保障年金特約は年金年額10万円)につき、以下のとおりとします。

割引の対象となる特約	Aランク			Bランク		
	月掛	新半年掛	新年掛	月掛	新半年掛	新年掛
循環器病重症化予防支援特約、特定重度疾病重症化予防支援特約、循環器病継続保障特約、特定重度疾病継続保障特約、がん保障特約(2023)、がん検診支援給付金付女性がん保障特約(2023)、重症化予防支援特約、重度疾病継続保障特約、6大疾病保障特約、新・介護保障特約、定期保険特約、終身保険特約	30円	180円	360円	20円	120円	240円
給与・家計サポート特約、生活サポート定期保険特約	36円	216円	432円	24円	144円	288円
生活サポート終身年金特約、介護サポート終身年金特約	24円	144円	288円	16円	96円	192円
家計保障年金特約	3円	18円	36円	2円	12円	24円
	×受取回数の平均値			×受取回数の平均値		

- ① 保障見直し制度などのご利用、契約内容の変更または家計保障年金特約の更新などにより、総合保険金額が下がり、適用される判定ランクが変更となった場合は、保険料が割高となることがあります。
- ② 月掛・口座振替料率の保険料で計算します。
- ③ がん保険料払込免除特約が付加されている契約は、この特約が付加される場合の保険料率で計算します。
- ④ 終身入院特約で有期払込の場合、「保険料払込期間÷(90-特約付加時の年齢)」(小数第4位を四捨五入)を乗じます。
- ⑤ 特別条件が付加した場合の特別保険料は含みません。
- ⑥ 保険期間中の家計保障年金特約の受取回数の平均値(小数第3位を四捨五入)です。

(空ページ)

# 明治安田

## 生命保険契約のお手続きに関するご照会

コミュニケーションセンター「お電話によるご相談窓口」



**0120-662-332**

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

引受保険会社

**明治安田生命保険相互会社**

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1  
TEL 03-3283-8111 (代表)

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



募 I 2400197 商品開発 91174

2412